

案件2 事前質問・意見等について

①	73頁	第4節 生活排水処理計画 3. その他	質問者	吉野委員
質問 意見	<p>平成元年度第3回環境審議会で、生活排水処理実施計画の検討にあたり、「浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）」が施行されたことから、令和2年度の生活排水処理実施計画（素案）、4. 普及啓発等に追加することがありましたら、ご教示ください。</p> <p>＜浄化槽の維持管理面から＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽台帳（法第49条第1項）の作成。 ・ 協議会（法第54条）の組織化。 ・ 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保（法第48条第2項）に関する事項の八戸市浄化槽保守点検業者登録条例への追加。 ・ 使用の休止届出（法第11条の2第1項、等） <p>＜浄化槽の普及促進面から＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置 ・ 浄化槽処理促進地域の指定 ・ 公共浄化槽（法第2条第1の2号、等） <p>と質問したところ、下記の回答がありました。（議事録参照）</p> <p>〔環境保全課・下水道業務課〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽台帳につきましては、台帳の作成及びシステム管理は実施しておりますが、今回の法改正で、台帳に記載すべき事項が示され、改正法の施行から3年以内を目途に台帳を整備することが求められております。<u>今後システムの改修等を含め、台帳の整備を検討してまいります。</u> ・ <u>保守点検業者の登録条例につきましては、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保する旨の規定を追加する改正を行い令和2年4月1日施行予定です。</u> ・ <u>使用休止の届出につきましては、浄化槽の使用休止または再開について、浄化槽管理者に対し周知をしております。</u> ・ <u>特定既存単独処理浄化槽の指定にあたっては、国から示された指針に基づいて判断することとなりますが、技術的な知見が求められることから、法定検査実施機関と合同で立入を実施した上で判断することが望ましいとされております。今後、法定検査の実施機関である一般社団法人青森県浄化槽検査センターとも連携を深めながら、適切な措置を講じてまいります。</u> ・ <u>八戸市内において浄化槽処理促進区域を令和2年度中に指定することとし、現在、区域の範囲及び指定の時期等について検討しているところです。</u> <p>については、台帳整備等（アンダーライン箇所）進捗していることがありましたら説明をお願いします。</p> <p>また、適宜この基本計画に盛り込み、「3. その他」のところで分かりやすく記載して、市民に周知することを希望します。</p>			

	<p>[環境保全課]</p> <p>○浄化槽台帳は浄化槽の設置場所や使用状況、管理者等の情報を記録しているものですが、台帳整備につきましては、システム改修は行わず既存システムの運用の見直しにより対応することとしております。</p> <p>○保守点検業者の登録条例につきましては、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保する旨を規定し、令和2年4月1日に施行済みです。</p> <p>○浄化槽の使用休止・再開につきましては、市ホームページに掲載しているほか、10月1日の浄化槽の日に併せて毎年広報はちのへ10月号に掲載し周知しております。</p> <p>○特定既存単独浄化槽の指定につきましては、法定検査結果等で判断しているところですが、現在までに指定した事例はございません。</p> <p>※特定既存単独浄化槽:そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急の高い単独処理浄化槽</p> <p>回答 ○生活排水処理基本計画は、長期的視点に立って、計画目標年次における生活排水処理率を定め、これを実現するための今後講ずべき方向性を示すものです。委員ご提案の浄化槽に関する施策の推進状況につきましては、実施した取組として市ホームページに掲載し、随時更新してまいります。</p> <p>[下水道業務課]</p> <p>○浄化槽処理促進区域につきましては、本年3月19日に下水道事業計画区域に定められた予定処理区域及び農業集落排水施設処理区域を除く住居系地域を区域指定しました。</p> <p>○生活排水処理基本計画は、長期的視点に立って、計画目標年次における生活排水処理率を定め、これを実現するための今後講ずべき方向性を示すものです。委員御提案の浄化槽に関する施策の進捗状況につきましては、実施した取組として市ホームページに掲載し、随時更新してまいります。</p>
②	<p>69頁 第3節2. 前計画の評価 質問者 吉野委員</p>
質問意見	<p>下水道処理率の達成率は94.0%と目標を下回り、その原因として「下水道については、厳しい財政状況の下で、喫緊の課題である浸水被害軽減のための雨水ポンプ場、雨水管等を優先的にを行い、污水管整備を計画的に進めることができなかったため」としています。</p> <p>この原因としている「八戸市公共下水道事業（馬淵川左岸第二、第五排水区）」は平成29年度計画変更して終了年度を平成47年度としています。（「平成30年度八戸市公共事業再評価シート」）事業費実績では各年度十数億円で污水管整備に影響が出ていることをうかがわせることから、平成30年度以降、残事業費9,777百万円の喫緊の課題の事業を優先させれば、公共下水道（污水）については、「積極的な整備と水洗化の促進に取り組む必要があります。」は掛け声だけに終わって、前計画と同様に污水管整備が計画的に進まないということはないのでしょうか。ないとすれば具体的にどのような是正措置がなされるのでしょうか。</p>

<p>回答</p>	<p>〔下水道建設課〕</p> <p>まず、当市における下水道の雨水ポンプ場、雨水管等の施設整備は、河川や海に同じ吐き口から排水する地域である排水区ごとに地形や土地利用状況を踏まえて、排水量を推計して施設規模を決定し実施しています。その排水区には、市街化区域だけにとどまらず、隣接した上流域の市街化調整区域を含む排水区もあります。</p> <p>委員が参考にした資料の二つの排水区は、ともに上流域が水田地帯、下流域が住宅地となっており、その下流域において浸水被害が発生した排水区です。雨水管整備は、浸水被害のあった地区について、早期に被害の軽減を図るため、短期間に集中し、優先的に事業費を配分して雨水ポンプ場や雨水管を整備してきましたが、現在まで大きな浸水被害は確認されていないことから、上流域の雨水管等は早急に整備の必要がないと認識しています。</p> <p>上記を踏まえ、今後は污水管整備を優先し重点的に整備する予定であることから、御質問にある残事業費については、污水管整備に大きな影響はないと考えております。</p> <p>また、今回の污水管の整備計画は、昨年度、見直しを行った当市の污水处理施設整備の基本となる公共下水道基本構想に基づき、污水管整備以外の雨水管整備等の事業費を考慮した内容であることから、計画どおりに進められると考えております。</p>																								
<p>③</p>	<p>70頁5行目</p>	<p>第4節 生活排水処理基本計画 1. 生活排水の処理計画</p>	<p>質問者</p>	<p>吉野委員</p>																					
<p>意見質問</p>	<p>2段落目に「また、市内各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとなりました。」とあります。その結果が図5（図23）処理区域図となったと思われます。</p> <p>そこで新旧表「施設整備計画（10年間）」から下水道整備を比較すると、</p> <table border="1" data-bbox="225 1041 1173 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>見直し前（平成29年度～38年度）</th> <th>見直し後（令和4年度～13年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画処理区域</td> <td>4,324.7ha</td> <td>4,695ha</td> </tr> <tr> <td>計画処理人口</td> <td>137,401人</td> <td>135,737人</td> </tr> <tr> <td>事業費見込み</td> <td>240億円</td> <td>290億円</td> </tr> <tr> <td>このことから、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理人口密度</td> <td>31.8人/ha</td> <td>28.9人/ha</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>17.5万円/人</td> <td>21万円/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>となり、新計画はより人口密度の低い地区が対象となり、かつ、事業費も嵩んでいるようです。建設省が昭和61年に出された「下水道整備構想エリアマップ作成マニュアル」では40人/ha以上の区域、つまり人口集中地区を下水道整備地区とするとあることから、この施設整備計画は前計画の評価で下水道処理率の達成率は94.0%と目標を下回る原因とされた八戸市公共下水道事業（雨水）からの影響もあり、計画遂行上財政的に難しくなるのではないかと心配しています。</p> <p>生活排水処理率を下水道整備に重点をおいて目標年度87.2%としたこの施設整備計画に、財政的な無理はないでしょうか。</p>					見直し前（平成29年度～38年度）	見直し後（令和4年度～13年度）	計画処理区域	4,324.7ha	4,695ha	計画処理人口	137,401人	135,737人	事業費見込み	240億円	290億円	このことから、			処理人口密度	31.8人/ha	28.9人/ha	事業費	17.5万円/人	21万円/人
	見直し前（平成29年度～38年度）	見直し後（令和4年度～13年度）																							
計画処理区域	4,324.7ha	4,695ha																							
計画処理人口	137,401人	135,737人																							
事業費見込み	240億円	290億円																							
このことから、																									
処理人口密度	31.8人/ha	28.9人/ha																							
事業費	17.5万円/人	21万円/人																							
<p>回答</p>	<p>〔下水道建設課〕</p> <p>污水管の整備地区については、将来の人口減少等の社会情勢を踏まえた上で、効率的に整備が進められて、污水处理施設利用が早期に可能となるよう、整備区域や施設規模等を計画・整備しております。</p> <p>また、雨水管の整備は、早急に整備が必要となる、これまで浸水被害の発生した箇所についての整備を概ね終えていることから、施設整備計画では優先順位を見直し、雨水管整備に配分していた事業費の一部を污水管整備に配分することとしており、財政的な影響が小さいものと考えております。</p> <p>今後も社会情勢等の変化に対して必要な見直しを実施し、効率的な整備計画となるよう努めます。</p>																								

④	63頁18行目 第1節 基本方針	質問者	吉野委員
---	------------------	-----	------

質問
意見

「また、平成26年1月には、農林水産省、国土交通省、環境省の3省統一の、「都道府県構想策定マニュアル」が制定され、これに基づき、当市においても、集合処理及び個別処理を組み合わせた早期の汚水処理施設整備の概成を目指しています。」とあります。

〈集合処理〉の下水道は、P72表7から290億円かけて、水洗化・生活雑排水処理人口を12,387人（表6から135,737人－123,350人）増加することになりますから、一人当たり234万円かけることとなります。

一方、〈個別処理〉の合併処理浄化槽は、同表7から1.6億円かけて、水洗化・生活雑排水処理人口を2,090人増加することになりますから、一人当たり7.7万円かけることとなります。

集合処理及び個別処理を組み合わせた早期の汚水処理施設の概成（約10年）を目指すにあたり、合併処理浄化槽は下水道との汚水処理性能の差はなく、工期も短いといわれていることから、この生活排水処理施設整備費用の差は異常ではないでしょうか。

今後早期の概成を目指し市民の理解や協力を得るためにも、この差の原因は何が考えられますか？ご教示いただければ幸いです。

〔下水道建設課・下水道業務課〕

下水道の事業費290億円は、計画期間中の汚水管の整備工事に係る費用、合併処理浄化槽の事業費1.6億円は、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えする市民（新築・建替えに伴う設置は対象外）に対して助成する補助金（平均補助割合は工事費の約4割）の合計額を記載したものです。

また、下水道の処理人口135,737人は、既に整備済みの地域も含めた区域内において、令和13年度末までに新たに下水道を利用して生活排水を処理する推計人口、合併処理浄化槽の計画人口2,090人は、補助事業により設置される合併処理浄化槽の計画基数340基の処理対象人員（人槽）の合計数となります。

つまり、下水道と合併処理浄化槽の数値が示す意味が異なっていたため、一人当たりの費用に差が生じたものと思われます。

そこで、表7の下水道と合併処理浄化槽の記載内容を整合させて、分かりやすく、次のように修正いたします。

表7：施設整備計画（4～13年度）

施設名	整備計画面積	整備計画人口	整備計画事業費 (初期投資額)
下水道	917ha	27,501人 (新たに下水道を利用可能になる人口)	290億円
合併処理浄化槽	下水道事業計画区域、 農業集落排水区域を除く 市内全域	2,090人 (補助事業により単独処理 浄化槽及び汲取り便槽を替 えて設置する合併処理浄化 槽の処理対象人員の合計)	1.6億円 (補助事業計画基数 分の総工事費：4.2 億円)

回答

なお、下水道と浄化槽の整備手法の選定に当たっては、本年2月に見直した基本構想において当市の今後の人口動態を踏まえた上で、初期投資額に加えて維持費を考慮した経済性、整備期間、処理水質、維持管理の容易さを総合的に評価し、その結果、集合処理が有利（10年程度で整備可能であり、維持費を含めた50年間の個人負担が小さく、維持管理が容易）な住居系の市街化区域では下水道の整備を進め、個別処理が有利（維持費を含めた50年間の個人負担は大きい、個人の意向により整備が可能）な市街化調整区域では浄化槽の普及を促進することとしています。

⑤	63頁16行目	第1節 基本方針 1.生活排水処理に係る背景と目標	質問者	吉野委員
質問意見	<p>「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」を策定し水質汚濁を防止するための総合的施策を進めてきているとあります。</p> <p>平成30年度版『八戸の環境』p12によれば、現在は、第三次計画（平成24年3月策定）のもと、各家庭での汚濁負荷量削減を下水道等の処理施設整備と並ぶ生活排水対策の大きな柱とし、その啓発・普及活動及び施設整備の推進に努めている。とのことですが、この推進計画について、現在では市のホームページでは見つからないことから、生活排水処理に係る背景の理解を深めるために、どんな推進計画なのか概略で結構ですので、説明いただけないでしょうか。</p>			
回答	<p>〔環境保全課〕</p> <p>○「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」は、新井田川河口水域の水質改善を目的としており、水質汚濁の主な要因となっている生活排水への対策を推進するために、目標年度とその目標年度における生活排水処理率を設定し、その達成のための施策の方向性を定めているものです。</p> <p>○本計画の経緯についてですが、平成7年3月に第1次計画を策定し、生活排水処理施設の整備及び生活排水対策の啓発・普及活動を推進してきました。その後、第2次計画を経て、平成28年3月に第3次計画が終了し、第1次計画策定当初よりも新井田川河口水域の水質は改善されましたが、未だに一部の水域では環境基準の継続的な達成がされていない状況にあることから、環境の変化に対応するよう内容の見直しを行い、令和元年5月に令和5年度までを計画期間とする第4次計画を策定しました。</p> <p>○「新井田川河口水域生活排水対策推進計画 第4次計画」につきましては、早急に市ホームページに掲載いたします。</p>			
⑥	72頁	第4節 生活排水処理基本計画 2.し尿・汚泥の処理計画 (1)排出抑制・再資源化計画	質問者	吉野委員
質問意見	<p>脱水した余剰汚泥を再資源化業者に委託処理をしていて、今後も継続して行うとしていますが、どのような再資源化なのかご教示ください。</p>			
回答	<p>〔環境クリーンセンター〕</p> <p>発酵させて堆肥化を行っています。</p>			
⑦	66頁	表1 処理形態別人口の推移について	質問者	千葉委員
	<p>表1について、R2年度だけでも総人口に対する割合を右側か人数の下に入れていただけると、文章中にも入れてくださっていますが、全体像が判りやすいと感じます。</p>			
回答	<p>〔下水道業務課〕</p> <p>○委員の御提案を踏まえ、表1に各年度の計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口及び生活雑排水未処理人口の割合を追加いたします。</p>			